

# 高森町男女共同参画基本計画〔第2次〕概要版

高森町では、「意識づくり」「暮らしの質の向上」「地域力の向上」の3つを重点課題に、平成22年度に「高森町男女共同参画基本計画（第1次）」を策定しました。本年度、これまでの取り組みの成果と住民のニーズを把握するために「男女共同参画における住民アンケート」を実施し、第2次計画への足掛かりとしました。

第2次計画では、第1次計画で定めた「意識」「暮らし」「地域」の基本的な視点の部分を引き継ぎ、基本理念を「一人ひとりが、お互いを理解し認め合い、人権を尊重し合うこと」とし、すべての人が、職場・地域・学校・家庭などのさまざまな場面において、その人本来の個性と能力を発揮することで、充実した人生を送ることができるよう、住民ニーズやライフスタイルの変化も踏まえた施策を盛り込みました。

男女共同参画社会の形成に向けて、一人ひとりのよりよい暮らしの実現のために、住民や企業・団体と行政が一体的に取り組むことが不可欠と考えております。皆様のより一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成31年3月

高森町長 草村大成

## 〔法律関係資料〕

### 男女共同参画社会基本法〔抜粋〕

#### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律〔抜粋〕

#### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、の暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律〔抜粋〕

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がそのを十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における推進のための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

# 施策の体系

